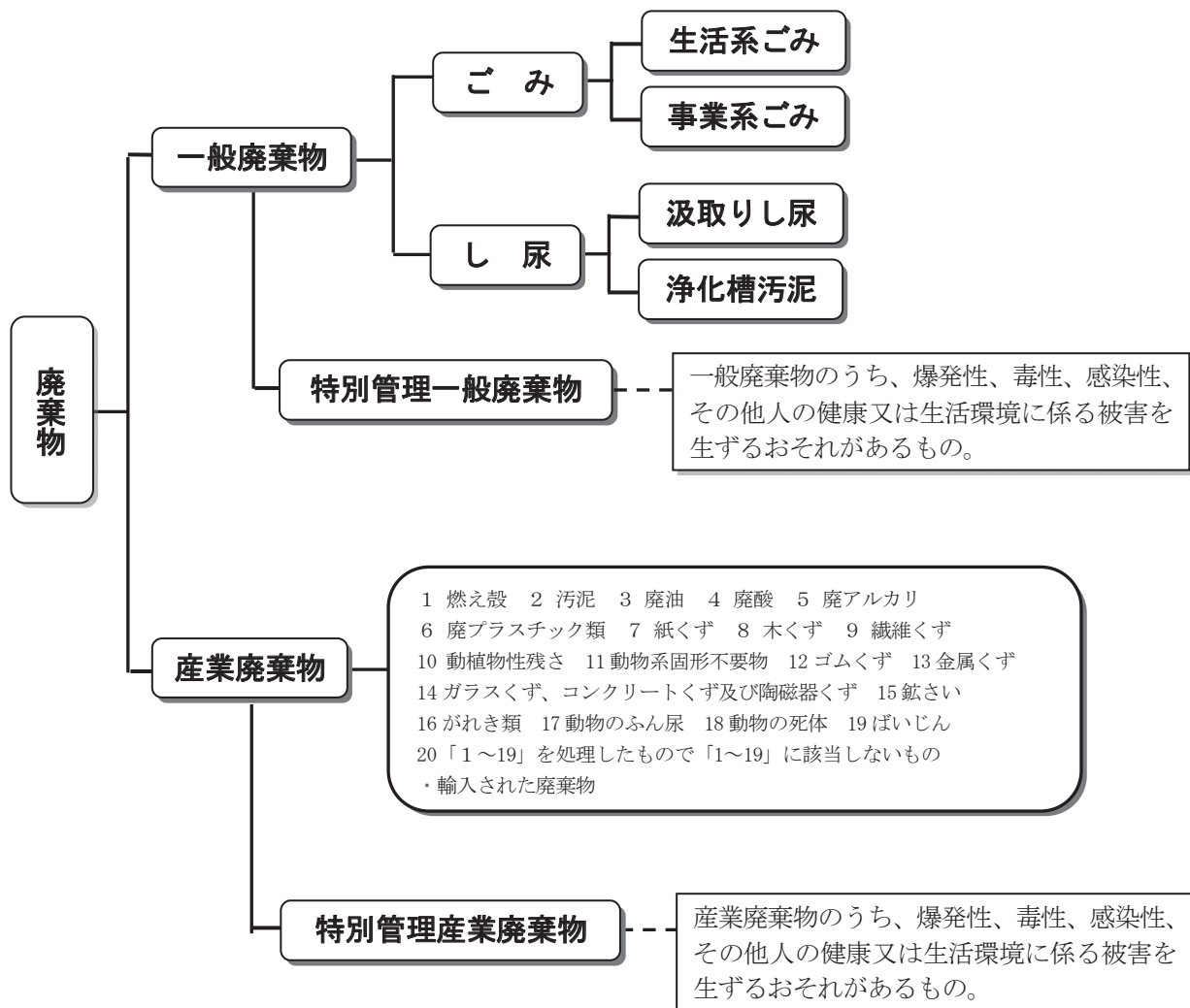


4 資源循環型社会を築く

(1) 廃棄物の分類

廃棄物は以下のように分類されます。



(2) 産業廃棄物の種類

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）では、次のように産業廃棄物の種類を定めています。

	種類	適用	業種指定
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ	
	2 汚 泥	排水処理後及び各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、建設工事汚泥等	
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液	
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液等、すべてのアルカリ廃液	
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状及び液状のすべての合成高分子化合物	
	7 紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片等、貨物の流通のために使用したパレット等	有
	9 織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食品、医薬品、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ	
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏等	
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、キューボラのノロ、ボタ、不良鉱石、粉炭かす、鋳物砂等	
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート片、アスファルト片、レンガ等	
	17 動物のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	18 動物の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの	有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの	
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
輸入された廃棄物		航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物	
特別管理産業廃棄物	廃 油	廃油のうち揮発油類、灯油類、軽油類	
	廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃酸	
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃アルカリ	
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等	
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが付着し又は封入された又は廃プラスチック類若しくは金属くず、ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くず又はがれき類
	産業廃棄物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの
	産業廃棄物	廃 石 綿 等	建築物その他工作物から除去した石綿、石綿含有保温材料、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等
産業廃棄物	その他の有害産業廃棄物	特定の施設等から発生した燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等のうち、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの	

なお、アスベストを含む廃棄物は、特別管理産業廃棄物の廃石綿等の他に石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものです。（ただし、廃石綿等を除く。）

廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としています。なお、有価物及び次のものは、廃棄物処理法の対象となりません。

①気体状のもの、②放射性物質及びこれによって汚染されたもの、③港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの、④漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの、⑤土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(3) 生活系可燃ごみの有料化の状況 (平成 25 年度実績)

超過有料制	指定袋制		料金徴収・指定袋 共になし
	処理料金上乗せ	袋代のみ	
	有料化あり		有料化なし
野田市 君津市	千葉市 銚子市 館山市 木更津市 茂原市 東金市 旭市 勝浦市 八千代市 鴨川市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 いすみ市 大網白里市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町	市川市 船橋市 成田市 佐倉市 柏市 習志野市 市原市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 八街市 印西市 白井市 富里市 酒々井町	松戸市 流山市 我孫子市

(4) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (24・25年度)

ア 中間処理

(単位: t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		合計		
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	
産業廃棄物	燃え殻	22,428	18,895	36,213	39,107	58,641	58,001
	汚泥	931,598	936,344	1,250,013	1,249,314	2,181,611	2,185,658
	うち建設汚泥	508,328	523,805	904,553	929,575	1,412,881	1,453,380
	廃油	81,762	82,174	61,984	58,825	143,746	140,999
	廃酸	6,549	6,661	14,164	13,732	20,713	20,393
	廃アルカリ	33,387	33,126	29,830	31,295	63,217	64,421
	廃プラスチック類	388,847	402,386	153,356	198,413	542,203	600,798
	紙くず	38,546	35,764	23,974	18,226	62,520	53,990
	木くず	404,439	452,333	204,337	217,651	608,776	669,984
	繊維くず	7,725	9,259	3,726	6,202	11,451	15,461
	動植物性残渣	35,715	35,501	48,396	55,007	84,111	90,508
	がれき類	3,257,142	3,281,494	1,450,492	1,146,824	4,707,634	4,428,317
	金属くず	57,812	83,190	37,024	50,337	94,836	133,527
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	264,174	253,418	236,592	222,607	500,766	476,025
	鋳さい	18,528	521,459	75,759	431,773	94,287	953,232
	ゴムくず	116	7,719	21	3,118	137	10,837
	ばいじん	58,652	60,801	120,454	117,956	179,106	178,757
	動物の死体	8	0	382	0	390	0
	動物系固形不要物	0	0	58	71	58	71
	動物のふん尿等	0	0	0	0	0	0
その他	150	0	1,746	0	1,896	0	
小計	5,607,578	6,220,524	3,748,521	3,860,457	9,356,099	10,080,981	
産業廃棄物 特別管理	廃油	12,294	10,743	12,060	12,820	24,354	23,562
	廃酸	18,190	54,290	18,250	22,708	36,440	76,998
	廃アルカリ	14,585	18,213	4,190	5,656	18,775	23,869
	感染性産業廃棄物	13,851	14,120	9,870	9,135	23,721	23,255
	特定有害廃棄物	7,773	4,128	4,412	14,738	12,185	18,866
	小計	66,693	101,495	48,782	65,057	115,475	166,552
合 計	5,674,271	6,322,019	3,797,303	3,925,514	9,471,574	10,247,532	
県内・県外の割合 (%)	59.9	61.7	40.1	38.3	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種 類		県内廃棄物		県外廃棄物		合計	
		24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
産業廃棄物	燃え殻	5,806	9,739	401	2,334	6,207	12,073
	汚泥	79,106	53,791	1,055	25,013	80,161	78,804
	うち建設汚泥	1	0	0	0	1	0
	廃プラスチック類	41,721	51,602	23,201	26,512	64,922	78,114
	紙くず	398	2,317	65	1,657	463	3,974
	木くず	755	1,687	173	5,456	928	7,143
	繊維くず	225	2,015	8	944	233	2,959
	動植物性残渣	342	300	0	0	342	300
	ゴムくず	70	82	0	37	70	119
	金属くず	4,201	8,596	1,272	3,897	5,473	12,494
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	58,063	64,438	49,219	65,924	107,282	130,362
	がれき類	77,541	90,252	40,155	67,163	117,696	157,415
	鉱さい	317	258	331	99	648	358
	ばいじん	14,471	15,515	329	506	14,800	16,021
	その他	1,820	590	138	103	1,958	693
小計	284,213	301,184	116,274	199,645	400,487	500,828	
特別管理産業廃棄物(廃石綿等)	2,067	1,929	3,543	3,549	5,610	5,479	
合 計	286,280	303,113	119,817	203,194	406,097	506,307	
県内・県外の割合 (%)	70.5	59.9	29.5	40.1	100	100	

(注) 千葉市、船橋市、柏市分を含む。

(5) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(平成27年3月末現在)

種別	種類内容	排出事業者	処理業者	合計
中間処理施設	汚泥の脱水施設	47	18	65
	汚泥の乾燥施設(機械乾燥)	8	2	10
	汚泥の乾燥施設(天日乾燥)	1	1	2
	汚泥の焼却施設	7	26	33
	廃油の油水分離施設	3	15	18
	廃油の焼却施設	10	22	32
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	1	3	4
	廃プラスチック類の破碎施設	0	77	77
	廃プラスチック類の焼却施設	6	24	30
	木くず又はがれき類の破碎施設	26	195	221
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0	0
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	1	0	1
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	0	0	0
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0	0
	木くず等の焼却施設	6	29	35
	合計		116	412
最終処分場	安定型	4	10	14
	管理型	5	8	13
	遮断型	1	0	1
	合計	10	18	28

(注) 1 千葉市、船橋市、柏市内の施設を含む。

2 最終処分場は残余容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。

3 施設数は、種類内容の区分に従った延べ施設数。